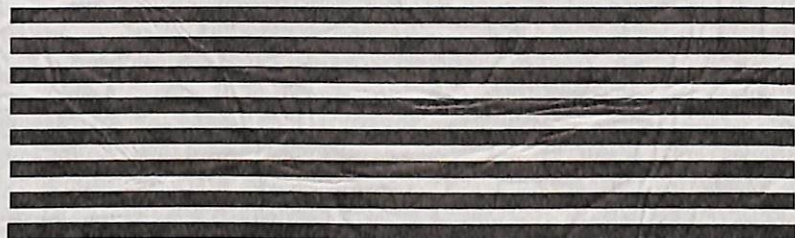




試練に立つアメリカ

新連邦主義と全障害児教育法



錢本三千年著

日本盲人福祉研究会

試練に立つアメリカ

新連邦主義と全障害児教育法

錢本三千年 著

たいとてて立し難法

志育養見害科全う博士取取博

書半千三本難

＜筆者紹介＞ 錢本 三千年（ぜにもと みちとし）

1930年7月 京都生まれ。

1954年3月 同志社大学法学部政治学科卒。同年、毎日新聞大阪本社に入社し、出版編集部、編集局地方部、広島支局を経たあと、1971年2月、点字毎日編集長、現在に至る。

大阪市立大学文学部、教養部講師。

著書に「アメリカの挑戦」「ひとりのための障害児教育」「日本の差別と人権」（共著）「部落問題 — 解説と資料」（共著）などがある。

目 次

第 1 部 政治の中の障害児教育

成功した権利の歯止め……………	3
‘Call to Action’—立上る盲人……………	8
試練に立つ全障害児教育法……………	16
障害児教育・行財政の行方……………	20
もぎ取られる障害児の権利……………	26
アメリカの学校……………	30
盛上る教育改革論と障害児……………	35
つくり出される“障害児”……………	38

第 2 部 裁きの庭の障害児教育

もぎとられた手話通訳……………	44
平等判断を避けた最高裁判決……………	48
ミルズからローレイへ——判決逆流……………	51
裁判しぼる“経済の磁場”……………	53
隔離認めたペンハースト裁判……………	56
問い直される「卒業証書」……………	63
障害児の“適切な教育”保障……………	65
波紋広げる学力試験の実施……………	68
“別途”を予見する“障害児の適切性”……………	70
落ちこぼしに“特殊”強調……………	74
非行と障害児の退学処分……………	78
まとめに代えて……………	80
〔参考文献〕……………	84

は じ め に

この報告をご覧になった方は、きっと、障害児教育の問題を、なぜ、議会や裁判所の記録で論ずるのか、なぜ教育実践に求めないのか、と疑問に思われるでしょう。私自身も、障害児教育は、あくまでその実践に本質を求めるべきだと信じています。

しかし、いま“障害児教育”の言葉で問題になっているのは、これまで学校教育は無理だとして教育措置されなかった「重度・重複障害児」が中核になっています。盲、ろう、肢体不自由の一部などの障害をもつ、いわゆる“単純障害児”の問題も大切ですが、制度的にも、教育の中味も、他の障害児と比べると、随分、事情が異なります。一口に伝統的に“特殊教育”の枠組みに入っていた障害児には学校があったのです。

日本の“54年養護学校義務化”、アメリカの“メインストリーミング”（主流に乗せる教育）ともに、その中心課題は、重度・重複障害児の教育保障であったのです。

同時に、これを契機に伝統的特殊教育措置児の一般学校への統合化が問題になりました。いわゆる統合教育です。日本は、54年養護学校義務化に当たり、伝統的な“適格主義”を貫き、障害別学校への就学準備を完成させました。アメリカは、出来るだけ普通児との統合化をめざしました。統合教育は1970年代の教育を特徴づける世界的潮流になりました。

その波は、ひとり厳格な“適格主義”学校体制を守り続ける日本の教育界に押し寄せてきます。障害者や障害児をもつ親の目覚めは早く、新しい教育観、教育思想を身につけ、わが子に普通児とともにの教育を願うようになりました。

しかし、これまでのところ、教育界は、親、障害児に対し最も重要な問題に答えていません。障害児をめぐる教育論議は、「障害別特殊学校」か「地元普通校」か、の二者択一の“場”の決定があるだけです。

なぜ、特殊学校がいいのか、

なぜ、地元普通学校がいいのか。

学校の教師も、教育委員会も、文部省も、この根本問題の説明を忘れています。どこの学校に入れるにせよ、その決定が、ひとりひとりの障害児にとってベターであり、最善である説明が必要だと思うのです。

障害児教育が、教育問題として深めることが出来ない、最も大きな原因がここにあると思います。

こうして障害児教育は、全体として教育問題というよりは、社会問題、政治問題の次元で止ったままになっています。もちろん、制度上の多くの困難を克服して立派な障害児教育を実践しておられる学校、教師は、たくさんいらっしゃると思います。その学校も、特殊学校であり、特別学級であり、普通学校・普通学級と多彩です。障害児教育は、現段階では、学校のタイプが大切なのではなく、そこで行なわれている教育実践そのものが一番大切だと思います。

私の問題関心は、この政治レベルの行財政・現行制度の枠組みの中で障害児教育の新しい要請が実践される場合、どのような矛盾が起こるのか。特に、障害児の教育権、学習権をどのように確実に学校制度の中に定着出来るのか、その構造の問題です。

多くの、よい教育実践がなされています。それが学校教育全体の中に蓄積され、誰でも次の教育創造に使えなければ、個々の教師の名人芸で終わります。貴重な教師の取組みもそのまま消えてしまいます。

障害児教育の現在の問題は、学校教育全体の中に、これをどう構造的に組込むか。その場合、どのような問題が、原理的な衝突を起こすのか。それは、克服出来る課題なのか、無理なのか。——問題の所在をはっきりさせ、正面から取り組む必要があると思うのです。

検討のモデルとしてアメリカの障害児教育「メインストリーミング」を取上げたいと思います。そこには日本にはない発想や方法、原理の確認があります。全く異なる社会の実験を検証することによって、日本で気付かない、また気付いていても素通りしている問題に焦点をしばらくしたいと思います。

この「視覚障害」別冊で、私はアメリカの新しい障害児・者政策を紹介したことがあります、本書はその続編を兼ねています。本文中に関係部署を紹介しておりますのでご覧いただきたいと存じます。報告作成に当たって、アメリカン・センター(大阪)と佐藤三郎・大阪市立大教授から貴重な資料とアドバイスを受けました。心からの感謝を申し上げます。

著 者

(1983年9月28日)

政治の中の

障害児教育

予算カットと制度の変革、——レーガン大統領の「新連邦主義」は、障害児教育の基盤を変えようとしています。

教育省を廃止し、教育責任を州に移す。その条件に障害児・者の権利を弱める法改正、次々と打出される改革案に障害者の抗議行動は、どう対応したのでしょうか。そして、その結末は。問題の背景も考えてみたいと思います。

成功した権利の歯止め

まず、1983年秋、この報告をまとめている時点での状況を眺めておきましょう。全般的な印象としては、アメリカの障害児教育関係者は、ホッと一息ついた、といったところです。

就任いらい連続3年、それも毎年、25%、30%という大幅な予算削減を議会に要求してきたレーガン政権に、アメリカの障害者運動、教育界、州政府は、ともに団結して、やっとこれを覆えすのに成功しました。

その拠り所であった「全障害児教育法」(P.L. 94—142)「リハビリテーション法」(P.L. 93—112)の予算関係法は、ことし9月末日で期限切れになりますが、連邦議会への工作が成功し、予想以上の成果をあげました。

1983年6月27日、上院は「全障害児教育法」の予算権限を、1986年9月

30日まで延長し、予算額もこれまでの実績継承を認めただけでなく、新たに障害児教育発展の方法に関する研究などを追加し、改訂初年度（1984年）12億5,700万ドルの授權枠を認める法律（S. 1341）を成立させ、下院も、7月26日、同じ趣旨の法律（H.R. 3435）を通過させました。

成人障害者の基幹法である「リハビリテーション法」も、上院が7月26日に3年延長を決定、1984年度10億9,400万ドルと予算実績継承を認める授權枠を措置し、下院も委員会審議を終え、ほぼ同じ内容の法律が成立するはずです。

誰の目にも、これは、レーガンの敗北でした。過去2年の政府削減案は、ほとんど認められず、ことは特に念入りに議会側と事前交渉し、議会の意向も織込んだ“妥協案”であったのにもかかわらず否決されたからです。ところが、上下両院は、政府案を否決しただけでなく、次の新規施策の上乗せを要求し、障害児教育に消極的姿勢をとり続ける連邦政府の“逃げ”を許さぬ足かせをはめたのでした。

新たに連邦議会が盛込んだ追加施策は、

- ① 就学前教育奨励交付金、ならびに早期教育計画事業の対象児を、これまでの3歳から零歳まで拡大
- ② 学校教育と卒業後の両方について、障害児童・生徒の学業や社会進出の発展に関する追跡調査の実施
- ③ 障害児教育で必要とされる特殊な教育準備とは何か。いわゆる“関連諸サービス”の平均的教育経費はいくらか、など未確定分野の研究
- ④ 障害児教育担当の教職員の就職前教育と現職者再教育訓練の実施
- ⑤ 重度・重複障害児への対応能力を高めるため教職員の特別再教育訓練の実施（とくに障害の性質に関する訓練）
- ⑥ 親に対する適切・適確な情報提供と親の教育・養育訓練の実施
- ⑦ 障害児の進路決定にかかわる後期中等教育、職業訓練、就職あっせん等、その個々の特別なニーズに対応する一貫教育体制の確立

などですが、①—③は連邦政府の直接責任で、④—⑦は各州への助成金交付

を通じて各州で、それぞれ実施せよ、というのです。

これは、次々と打出されるレーガン政権の予算削減に対し、連邦議会が初めてみせた障害児教育推進への積極的姿勢でした。苦闘の運動のあと、このように実り多い歯止めの成果を得たのですから関係者のホッと一息も実感として伝わってきます。

しかし、本当のところは、まだ安心出来ないのです。それを検討するのが、この報告の主題なのですが、本題に入る前に、もうひとつ、いま、アメリカ全土をゆるがしている、レーガン大統領の「新連邦主義」を見ておかねばなりません。

レーガンの「新連邦主義」

働かない人を養うゆとりは、もうアメリカには、ない。—— 高い税金をなげく中産階級の支持をうけて、レーガンは、80年米大統領選に大勝しました。1981年1月20日の就任式で、レーガン大統領は、「政府こそ問題の根源だ」と演説し、小さな政府を望む多くの国民から拍手かっさいをあびました。

3月には大統領職権による「制度見直しの特別調査委員会」の点検結果を公表、「暫定的政府歳出金削減法」(P.L. 97-12)や「包括的予算調停法」(P.L. 97-35)を矢つぎ早やに成立させ、「不急不要」予算を削りまくったのです。そして公約どおり減税を断行しました。そのしわ寄せを受けたのが福祉・教育予算でした。オカネの切り詰めと、事務コストの軽減(許認可事務の簡素化)という荒療治に手をつけたのです。とても日本の行政改革の比ではありません。

レーガン大統領の「新連邦主義」構想が具体的に明らかにされたのは、1982年1月、連邦議会で行なわれた「一般教書」でした。連邦政府と州・地方政府の役割を見直し、

- ① 連邦政府は、メディケイド医療制度のすべてを担当する。

② 州政府は、貧困者食料切符・福祉を担当する。

③ 連邦政府は、その他の社会保障、交通・運輸、地域開発等、民政関連40施策を州政府に移管する。

④ 移管施策の歳入財源徴税権を州政府に移す。

と、というのが柱です。

「新連邦主義」の本当のねらいは、公共部門がにぎっている諸事業を出来るだけ民間部門に移すことにあるのですが、レーガン大統領は、この部分にあまり触れず、連邦と地方の政府間役割分担の見直しに止めています。

連邦政府省庁は、直ちに州、地方当局と交渉を始めましたが、間もなく収拾のつかぬ泥沼にはまりこんでしまったようです。関係法は、ついに提案出来ず、連邦議会は全く無視した格好です。しかし、レーガン大統領は、各年次政府要求予算を「新連邦主義」の立法措置が具体化することを前提に提出を続け、議会側と対立しました。

この混迷は、いつまでも続けられるものではありません。1983年2月24日、レーガン大統領は、さきに出した提案をやわらげる、新しい代案を連邦議会に送りました。民生行政を地方に移管する基本方針に変わりはありませんが、その財源確保の責任を連邦政府に残し、州・地方へは移管事業量に合せて積算した額を「一括交付金」(Block Grant)として渡す。この「一括交付金」の用途は、最大限各州の自主性を尊重し、連邦政府の介入を抑制するというものです。カネは出すが、口出しはしない、という実に耳ざわりのよい提案です。

「一括交付金」は、その目的別に次の4種とされています。

① 教育、社会福祉、保健、地域開発計画にかかわる一括交付金

② 連邦歳入財源の配分、ならびに大都市開発にかかわる地方交付税としての一括交付金

③ 交通・運輸事業にかかわる一括交付金

④ 公営住宅の建設と維持にかかわる一括交付金

この役割分担整理で、連邦政府の削減は、210億ドルに上るといいます。

立ち読み版はここまでとなっております。

続きをお読みにになりたい場合には
社会福祉法人 視覚障害者支援総合センター
までお問い合わせください。

試練に立つアメリカ
—新連邦主義と全障害児教育法—

定価 700 円 (送料 200)

発行日 1983年11月1日

発行者 本 間 一 夫

発行所 日 本 盲 人 福 祉 研 究 会

〒160 東京都新宿区高田馬場1-23-4
日本点字図書館内

電話 (03) 200-1130

振替口座 東京 6-16103

印刷所 合 同 印 刷 株 式 会 社

〒130 東京都墨田区業平2-9-13
電 話 (03) 624-6111 (代表)